

幸手市地域おこし協力隊マッチング支援業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「幸手市地域おこし協力隊マッチング支援業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式の実施方法等について、必要な事項を定めます。

2 業務委託名

幸手市地域おこし協力隊マッチング支援業務

3 業務の概要

(1) 履行期間

契約締結日から令和6年10月15日まで

(2) 業務内容

別紙「幸手市地域おこし協力隊マッチング支援業務仕様書（公募型プロポーザル用）」のとおり

(3) 提案上限額

1,496,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 業務スケジュール（予定）

日程	実施項目	手段・場所
令和6年2月5日（月）	実施要領等の公表	市ホームページ
2月5日（月） ～2月9日（金）	実施要領等に関する質問の受付	電子メール
2月14日（水）	質問に対する回答	市ホームページ
2月14日（水） ～2月20日（火）	参加表明書の提出期間	持参又は 書留による郵送
2月26日（月）	参加資格確認結果の通知	電子メール
3月15日（金）	企画提案書の提出期限	持参又は 書留による郵送
3月下旬	企画提案書に対する審査結果の通知	郵送
4月初旬	委託契約締結	—

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性があります。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 会社の経営が安定し、仕様書の業務を確実に遂行できる能力があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 本プロポーザル実施要領の公表日から受託候補者の決定までの期間に、国、埼玉県又は幸手市において指名停止を受けていない者であること。
- (5) 参加事業者又は役員等の経営に携わる者が幸手市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員でないこと。
- (6) 過去 5 年間（平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）において、他の地方公共団体に係る業務で、本プロポーザルの類似事業に関する業務実績を有していること。

6 参加表明及び企画提案の手続き

(1) 担当課（問い合わせ先）

〒340-0192 幸手市東 4 丁目 6 番 8 号

幸手市建設経済部農業振興課（第二庁舎 1 階）

担当者 小林

電 話 0480-43-1111（内線 532）

E-mail noushin@city.satte.lg.jp

(2) 質問の受付・回答

ア 受付期間

令和 6 年 2 月 5 日（月）から 2 月 9 日（金）まで

イ 提出方法

様式 6「質問書」により作成し、Eメールにより提出してください。送信後、必ず上記（1）の担当者へ電話で受信の確認を行ってください。

※窓口、電話での問合せには応じません。

ウ 回答方法

質問内容及び回答については、令和 6 年 2 月 14 日（水）までに、適宜、市ホームページに掲載します。

※質問者の名称は、掲載しません。

(3) 参加表明書の受付

ア 受付期間

令和6年2月14日（水）から2月20日（火）まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

ウ 提出書類

①様式1「参加表明書」

②様式3「会社概要書」※

③様式4「業務実績報告書」

④様式5「業務実施体制表」

※必要に応じて、様式3「会社概要書」にパンフレット等を添付しても差し支えありません。

エ 提出方法

持参又は書留による郵送とします（受付期間内必着）。

※郵送の場合は、事前に上記（1）の担当者へ電話連絡してください。

※参加表明書の提出後に辞退をする場合、令和6年2月20日（火）までに上記（1）の担当者あてに様式2「参加辞退届」を提出してください。

(4) 企画提案書の受付

ア 受付期間

参加資格確認結果通知書受領後、令和6年3月15日（金）まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

ウ 提出書類

①様式8「企画提案書提出書」 1部

②様式3「会社概要書」 8部

③様式4「業務実績報告書」 8部

④様式5「業務実施体制表」 8部

⑤任意様式「企画提案書」 8部

⑥任意様式「業務実施方針」 8部

⑦任意様式「業務工程表」 8部

⑧任意様式「求人情報サイト概要書」 8部

⑧様式9「業務見積書」 8部

⑩任意様式「見積内訳書」 8部

※企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用するときは、A4判サイズに折り込んでください。

※上記②以降の書類については、番号順にA4タテのフラットファイルに

綴じ込んでください。

※審査の都合上、別途、追加書類や電子データの提出を求める場合があります。

※上記②～④の提出書類については、参加表明の手続きにおいて提出したものと同一の内容であることを原則とします。ただし、参加表明の手続き以降に変更が生じ、当該変更内容に関してあらかじめ市の了解を得た場合においては、この限りでないものとします。

エ 提出方法

持参又は書留による郵送とします（受付期間内必着）。

※郵送の場合は、事前に上記（1）の担当者へ電話連絡してください。

(5) 注意事項

- ア 提出された企画提案書等は、選定・不選定に関わらず返却しません。
- イ 選定された企画提案書等の著作権は、市に帰属するものとします。
- ウ 企画提案書等の提出は、1参加事業者につき1件とします。
- エ 企画提案書等提出後の資料追加及び修正については、市から指示があった場合を除き認めません。
- オ 企画提案書等は、優先交渉権者の選定のためにのみ使用します。なお、必要な範囲内において参加事業者の了承を得て複製する場合があります。
- カ 本手続きに関する事項において、窓口、電話での問合せには応じません。
- キ 提出された企画提案書等は、幸手市情報公開条例（平成11年条例第24号）の規定に基づき対応します。

7 選定等

幸手市地域おこし協力隊マッチング支援業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書等の提出書類についての審査を行い、本業務に最も適していると認められる参加事業者を優先交渉権者として選定します。

(1) 選定方法

優先交渉権者の選定については、上記6の（4）のウにより提出された企画提案書等の書面審査のみとします。

なお、参加事業者が1社のみであっても、プロポーザルは成立することとし、審査及び選定を行います。

(2) 評価基準

「評価基準表（別紙）」に示す「評価事項」ごとに、選定委員会委員が5区分〔A・B・C・D・E〕の評価を行い、各配点に以下の係数を乗じて得た点数の合計を評価点の合計とします。

<各評価区分に応じた係数>

A	…	1.0	B	…	0.8	C	…	0.6
D	…	0.4	E	…	0.2			

(3) 優先交渉権者の選定

評価の結果、評価点の合計が 50%以上を獲得し、評価点の合計が最も高かった参加事業者を優先交渉権者として選定します。ただし、最高点を獲得した参加事業者が複数あった場合は、選定委員会の議決により優先交渉権者を決定します。

(4) 選定結果の通知及び公表

優先交渉権者を選定し次第、審査結果について参加事業者あて書面により通知するとともに、市ホームページへの掲載による公表も行います。

ア 結果通知

令和6年3月下旬【予定】

イ 公表内容

優先交渉権者の名称及び評価点、優先交渉権者以外の評価点、その他必要な事項

※優先交渉権者以外の名称は掲載しません。

8 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とします。

- (1) 上記5の参加資格要件に適合していない場合及び企画提案書等において本実施要領で規定した事項が守られていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 様式9「業務見積書」に記載された見積金額が上記3(3)の提案上限額を超える場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合。

9 注意事項

- (1) 本プロポーザル実施に当たり、説明会は実施しません。
- (2) 本プロポーザル実施に関し、参加事業者が必要とした費用は、全て参加事業者の負担とします。
- (3) 優先交渉権者決定後、市と優先交渉権者により委託内容、費用など、業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が調った場合は、優先交渉権者から改めて見積書を徴収し、その内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結します。

評価基準表

評価項目	評価事項	評価内容	配点
1 業務遂行能力 (30 点)	実施体制	経験豊富で専門知識を有した者の配置など、業務を円滑かつ着実に遂行できる人材が配置されているか。	10
	過去の同種又は類似業務の実績	同種又は類似業務に係る実績を有しており、本業務の目的達成に有効であると認められるか。	20
2 業務実施方針 及び手法等 (30 点)	業務内容の理解度	業務内容の要点を的確に理解・把握しており、業務の目的達成に向けた適切な考え方を有しているか。	5
	提案の的確性、独創性、実現性	必要な検討事項の整理ができており、実現可能性の高い適切な提案となっているか。	10
	工程計画の妥当性	適切な業務スケジュール及びそれを実現するために必要な人員配置ができているか。	10
	当市に対する熱意度	市の状況を良く理解した上で、業務をより良く確実に履行することが期待できるか。	5
3 業務内容 (30 点)	求人情報サイトの状況	トップページの月間アクセス件数及び会員登録数からみて、採用募集情報を効果的に周知することができるサイトを活用しているか。	10
	個別案内の方法	応募申込者の確保、拡大を図るための個別案内の方法について、最大効果が期待できる提案となっているか。	10
	オンラインイベントの開催方法	市の地域おこし協力隊として活動することに対する興味・関心を効果的に高めるための内容となっているか。 また、参加者を呼び込むための周知方法は、効果的な提案となっているか。	10
4 経済性 (10 点)	見積金額の妥当性及び経済性	必要とされる見積内容と見積金額に妥当性があり、効果的な業務の遂行が期待できるか。	10
評価点の合計			100